

# 患者等からのハラスメント対策 の重要性と管理者の役割

山田佐登美

第62回国立病院総合医学会  
(平成20年11月12日 於東京)

IRYO Vol. 63 No. 9 (569-572) 2009

## 要旨

近年、病院内において患者またはその関係者から職員への暴言・暴力、セクシャルハラスメント（以下「ハラスメント」という）事例が増加傾向にある。とくに看護職員は、患者の身体への接近や接触の機会が多いため、ハラスメントの被害者になりやすい。そして、看護職員は、いかなるときもケアの対象者を受容しようとする、あるいは自分に責任があると考える傾向があり、問題が顕在化しにくい。

患者の治療・療養環境と同様に職員の働く環境を整えることは、労働安全衛生法第2条にあるように病院管理者の責務である。まず、「ハラスメントを容認しない」というトップのメッセージが重要である。その上で、ハラスメント事例を分析し、弁護士や警察署員等の意見を聞きながら、予防対策、発生時の対応、発生後のフォローアップ体制、被害に遭った職員等のメンタルヘルスサポートについてシステム化し、職員へ周知していくことが望まれる。このような組織的取り組みは、迅速な解決とノウハウの蓄積により職員の安全と安心を保障する。「ハラスメント対策」は、そのプロセスを通して患者-医療者の信頼関係を再構築することを目指すものである。

キーワード ハラスメント、労働環境、組織的取り組み、信頼関係の再構築

## はじめに

病院において患者やその関係者から医療従事者が暴言による精神的暴力や身体暴力、そして不必要に身体に接触される、卑猥なことばを浴びせられるなどのセクシュアルハラスメント（セクハラ）の被害を受けることは、決して今に始まったことではない。医療者の忍耐と辛抱によって隠れていた実態がやっとこの数年の間に顕在化してきたのだといえる。その状況を明らかにしながら、岡山大学病院での具体的な取り組みを紹介したい。

## 病院内における暴力の実態

2004年8月に前任の岡山大学病院で看護師を対象に行ったアンケート調査をみると次のとおりであった。セクハラを受けた経験を持つ看護師は、216名で回答した看護師数450名（回収率83.7%）の48%であった。その「相手」と「セクハラの内容」については、「患者」が最も多く、「身体に触られる、抱きつかれた」という内容が多かった。暴言を受けた経験を持つ看護師は、261名で回答者の約58%であった。相手は、「医師」に次いで「患者」であった。

尾道市立市民病院 副院長・看護部長（前岡山大学病院）

別刷請求先：山田佐登美 尾道市立市民病院 副院長・看護部長 〒722-8501 尾道市新高山3-1170-177

(平成21年3月27日受付, 平成21年9月11日受理)

The Importance of Preventing Workplace Violence in Hospital and Administrator's Responsibility

Satomi Yamada, Onomichi Municipal Hospital

Key Words: violence, working environment, organizational approach, recovery patient-health care provider relationship